

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年10月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第31号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第5条第1項第3号」を「第5条第3号」に改める。

第44条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により第41条第2項の規定を準用する場合において、収納機関は、現金自動預入払出兼用機を用いて収納金を領収したときは、別に定める事項を記載した領収証の交付をもって、納入通知書等、払込書又は返納通知書のうちの領収書への領収年月日及び領収印の押印並びに当該領収書の交付に代えることができる。

附 則

この規則は、平成29年10月23日から施行する。

(会計室)